

議案第94号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、期間を限定して実施していた自衛消防組織の業務に関する追加講習を終了することに伴い、当該講習に係る手数料を廃止する等の必要があるによる。

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例

福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第42条の2第1項中「第2項」を「第3項」に、「第4条」を「第3条の2」に改める。

別表第7の2平成20年消防庁告示第14号（消防法施行規則第4条の2の13第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に準ずる者を定める件）第2に規定する追加講習の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。ただし、第42条の2第1項の改正規定中「第2項」を「第3項」に改める部分は公布の日から、「第4条」を「第3条の2」に改める部分は平成26年4月1日から施行する。